

「大規模災害時における公共土木施設 災害復旧事業査定方針」解説について

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
都市局 都市安全課
港湾局 海岸・防災課

本査定方針策定の経緯

解説P1

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、インフラの迅速な復旧が急務
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため決定までに約1箇月を要していた。
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に災害査定の効率化(簡素化)の具体的な内容を決定することが必要。

「本査定方針」を平成29年2月に策定

平成29年5月 より理解を深め、運用できるように…
逐条解説を作成し、通知。

平成31年4月 上記解説を時点更新し再通知

災害査定を迅速に実施する4つの効率化

解説P1

本査定方針が適用されると、以下の4つの効率化が可能となります。

1. 通常、実地査定でするところを机上査定にすることが可能になる。
2. 通常、現地では採択を保留して、後日、本省間協議により採択されるところを実地査定において採択できるようになる。
3. 査定時に設計書に添付する図面を簡略化できる。
4. 複数の被災箇所を統合し1箇所とみなすことができる。もしくは1箇所を分割することも出来る。

本査定方針における効率化実施の流れ

解説P3

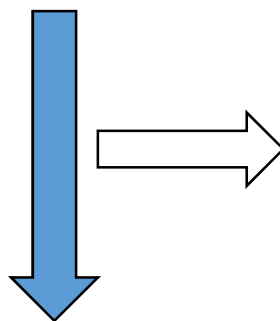
本査定方針の
適用の可否の判断

- ① 本査定方針の適用は以下の三項目を確認し適用の可否を判断
- ・(対象とする大規模災害)第二 に該当し
 - ・(対象施設)第三 に該当し
 - ・(対象区域)第四 に該当する場合に **本査定方針を適用**。



実施する効率化の内容

- ② 本査定方針の適用となる場合、(対象とする大規模災害)第二 による **区分ごとに**以下の二項目の効率化を実施 [区分S、区分Aごとに実施]
- ・(机上査定)第五 による効率化
 - ・(採択保留)第六 による効率化
- 区分にかかわらず**以下の二項目の効率化を実施
- ・(設計図書に添付する図面等)第七 による効率化
 - ・(一箇所の工事)第八 により効率化



- ③ **必要に応じて**、以下の二項目を実施する場合がある
- ・(机上査定上限額及び採択保留金額の見直し)第九
 - ・(協議設計)第十 に基づき本省間協議を行い復旧工法を確定

追跡調査及び検証

- ④ 本査定方針での査定完了後、以下の項目の**調査、検証**を実施
- ・(事業費の検証)第十一
 - (一)、(二):本査定方針の適用対象区域の申請者が実施
 - (三) :国土交通省が調査を行い財務局が立会
 - ・(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)第十二
国土交通省が行い本省間協議を実施

1. 本査定方針の適用可否の判断

対象とする大規模災害(第二)

・本査定方針は、大規模災害時に発動します。この大規模災害については、**公共土木施設災害復旧事業に関わる激甚災害(本激)に指定された災害**を対象としています。

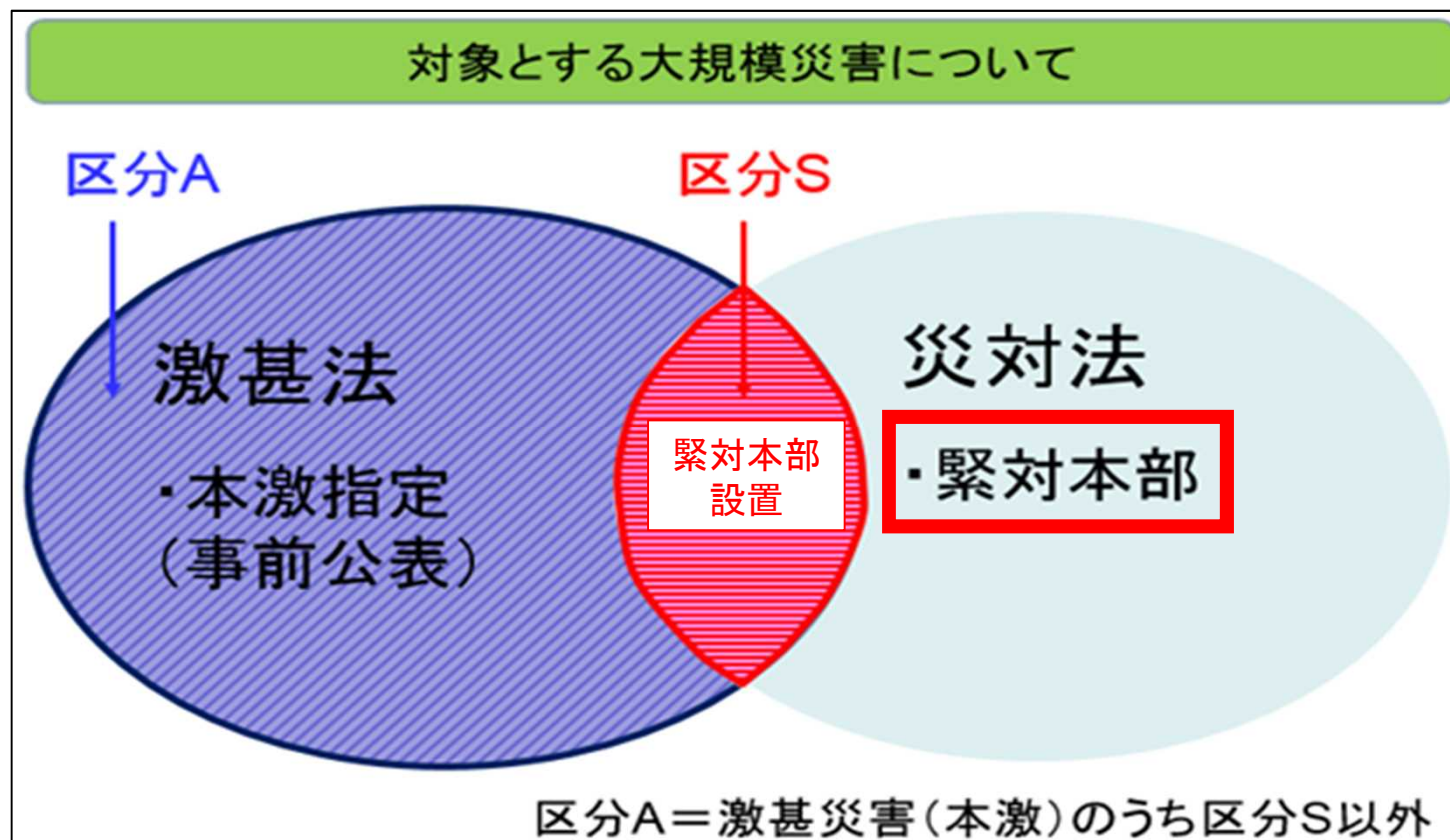
	適用時期	区分	災害規模	緊対本部	激甚指定	区分S、Aに相当する過去の災害の例
災害査定の方針による効率化	タイミンングで適用開始 要望後本激指定の	区分S	大 ↑	設置	本激 指定	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年東日本大震災 平成7年阪神淡路大震災 平成16年新潟中越地震 平成28年熊本地震 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨 等
		区分A		—		
個別に財務省と協議し効率化(通常の効率化)	約1ヶ月 要望から適用まで	—	小 ↓	—	局激	<p>※昨年発生した平成30年梅雨前線豪雨等(7月豪雨含む)や北海道胆振東部地震も本激に指定された災害でした。</p>

※局激以下は本査定方針の適用外ですが、個別に災害査定の効率化を実施する場合があります。(実例:九州北部豪雨等)

また、本激指定された災害を二つに区分し、各区分に応じた災害査定効率化を実施するようにしています。

区分S: 激甚災害(本激)に指定され
かつ緊急災害対策本部が設置された災害

区分A: 激甚災害(本激)に指定された災害



対象とする施設(第三)

本査定方針で対象とする施設は、公共土木施設の災害復旧事業を対象としています。

国土交通省		
都市局所管	水管理・国土保全局所管	港湾局所管
<p>十一 公園</p>	<p>一 河川</p> <p>二 海岸</p> <p>三 砂防設備</p> <p>五 地すべり防止施設</p> <p>六 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>七 道路</p> <p>十 下水道</p>	<p>八 港湾</p> <p>二 海岸</p>

数字は負担法第三条の各号を示す

都道府県又は指定都市ごとの災害報告における被害箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数を超えた都道府県又は指定都市が対象となります。

<判定方法>

- ①国土交通省各局所管別に災害報告の被災箇所数を集計したもの
- ②過去5箇年の平均被災箇所数は、激甚災害（本激）の被災箇所数を除いて集計したもの ※過去五年の激甚災害の被災箇所数については、あらかじめ年度当初に本省から周知

①>②となる都道府県又は政令都市は、大規模方針の実施対象

したがって、本査定方針を適用可となるのは、

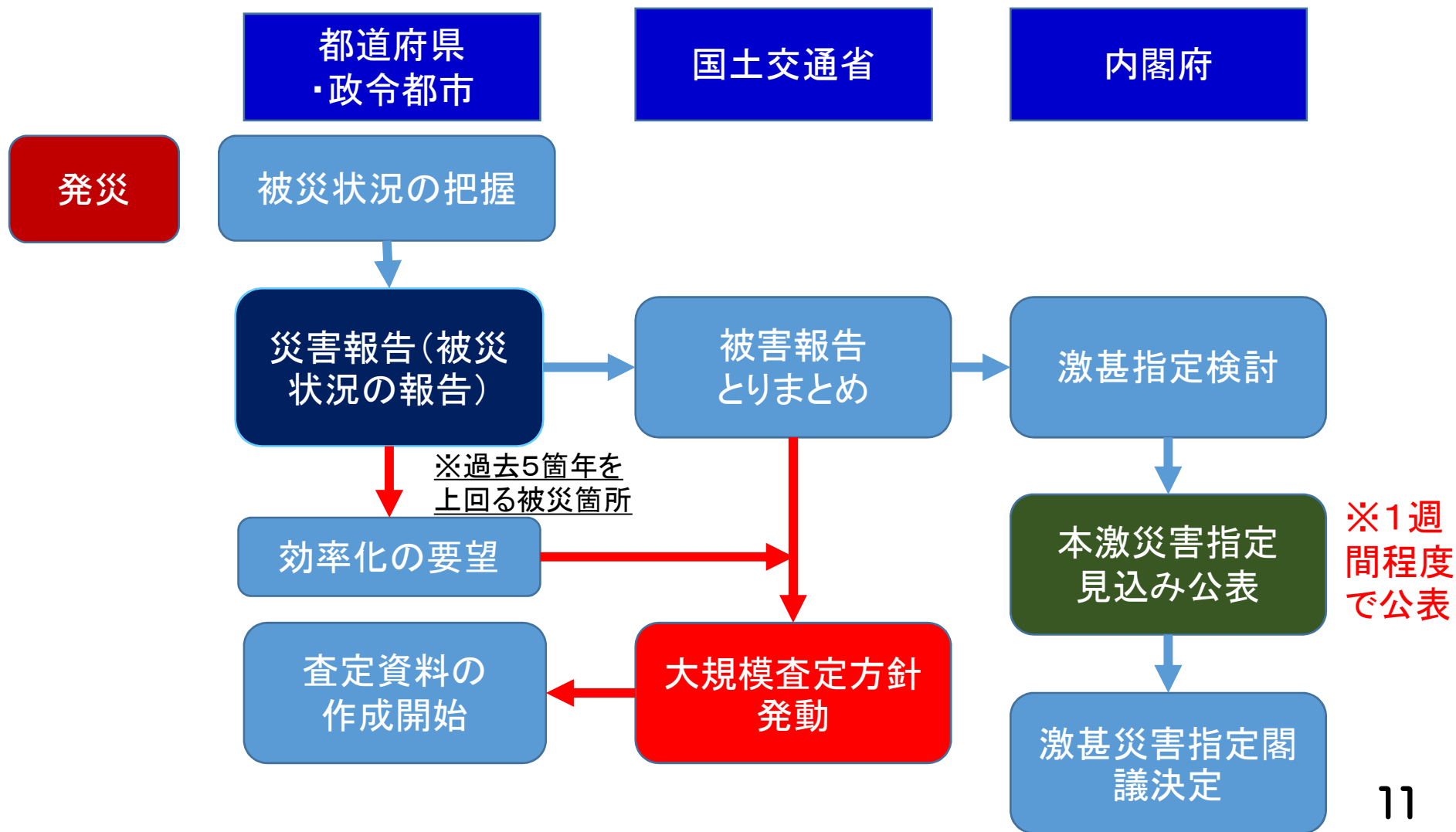
- ①激甚災害(本激に限る)に公共土木施設
災害復旧事業等が指定(指定の事前公表含
む)された災害で、
- ②国交省各局所管別の被害箇所数が過去五
箇年の被災箇所数を上回っている
- ③都道府県又は政令市において



本査定方針に基づく効率化を実施

発災から効率化開始までの流れ

「対象区域」に該当する場合は、申請者からの効率化の要望をもって本査定方針による効率化を行うことができます。



※補足

災害終息後、最速で1週間程度で「激甚災害指定見込み」を公表。

図表 2-2-3 激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）

1. 被害状況調査の国による支援等

①被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害において、被災自治体が行う被害状況調査への積極的な支援を、内閣総理大臣（防災担当大臣）から激甚指定関係省庁へ指示（要請）。

※激甚指定関係省庁：国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省等

②激甚指定関係省庁は、被災自治体に被害状況調査への国の支援の必要性を問い合わせ、要望に応じて被災自治体と連携して可能な限りの支援を実施。

※支援の具体例：^{テックフォーユース}TEC-FORGE、^{みどりさいがいほけんたい}水士里災害派遣隊等の国の職員派遣や、^{みどり}水士里ネット、商工会議所等の関係機関の協力による調査支援及び技術的助言等

③指示（要請）後、激甚指定関係省庁は、概ね1週間を目途に調査結果（査定見込額等）を内閣府（防災）へ報告。内閣府（防災）は、調査の進捗に応じて継続調査が必要と判断する場合は、激甚指定関係省庁に対し、更に概ね1週間を目途に結果（査定見込額等）を報告するよう要請。

2. 激甚災害指定見込みの早期公表等

①内閣府（防災）は、激甚指定関係省庁から提出された査定見込額等が激甚災害の指定基準を満たす場合は、速やかに中央防災会議の答申を経て、「指定見込み」を公表。

※「指定見込み」：適用すべき措置及び区域の見込み

②その後、被害状況調査の進捗により「指定見込み」の内容に変更がある場合は、内閣府（防災）は、適時、変更後の内容を公表。

③内閣府（防災）は、「指定見込み」の内容の確定後、速やかに指定政令案の閣議決定の手続きを進める。

運用の改善による効果

○これまでも激甚災害の「指定見込み」を事前に公表してきたが、今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。

⇒ 被災自治体等は財政面での不安なく、迅速に災害からの復旧・復興に取り組む。

2. 実施する効率化の内容

本査定方針で実施する効率化の内容

解説P1

「机上査定上限額の引き上げ」……第五

災害復旧の事業費は被災状況や復旧工法を現場で確認して決めるのが原則であるが、現場に行かずに会議室内で書類のみで決定できる机上査定について現行では申請額300万円未満のものについて実施できている。この金額を引き上げ、実地査定件数を減らして効率化を図る。

「採択保留金額の引き上げ」……第六

一箇所の決定見込金額が4億円(採択保留金額)以上となる場合、現地査定では採択を保留し、後日、国土交通省と財務省の協議(以下、「本省間協議」という)によって災害復旧事業としての採否、金額が決定される。この採択保留金額を引き上げ、現地査定で採択できる箇所を増やすことにより、規模が大きく、工期を要する工事の着手までの行程の短縮化を図る。

「設計書に添付する図面等の効率化」……第七

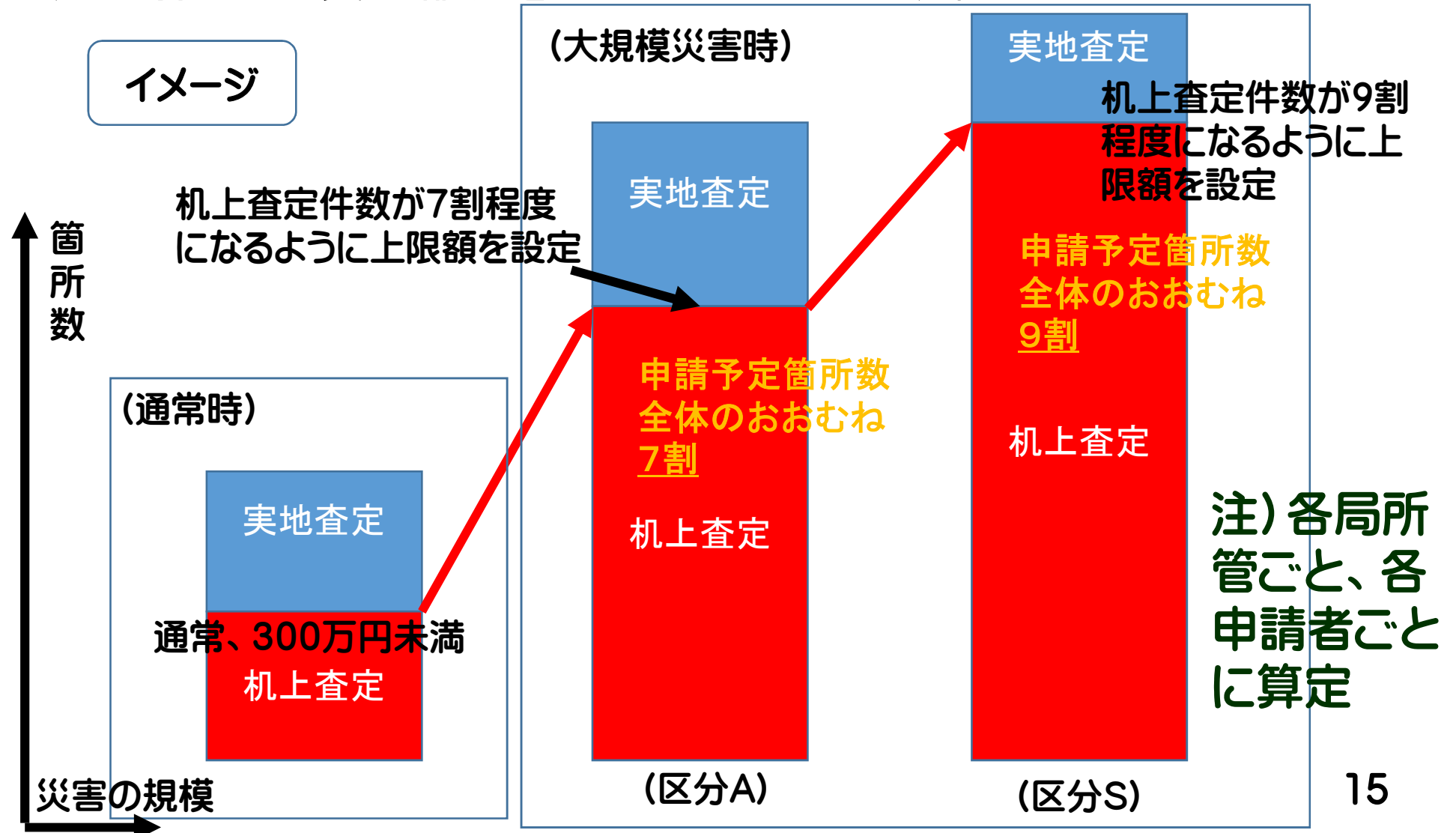
災害査定時に用いる設計図書の作成において添付する図面等は、現行は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱」(以下「要綱」という)第十八第二項に規定する詳細な図面等としている。これらの詳細な図面等に代えて航空写真や代表的な断面の活用を可能とし災害査定の準備期間の縮減および作業量(測量、図面作成等)の軽減を図る。

「一箇所工事の取扱い」……第八

被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図る。

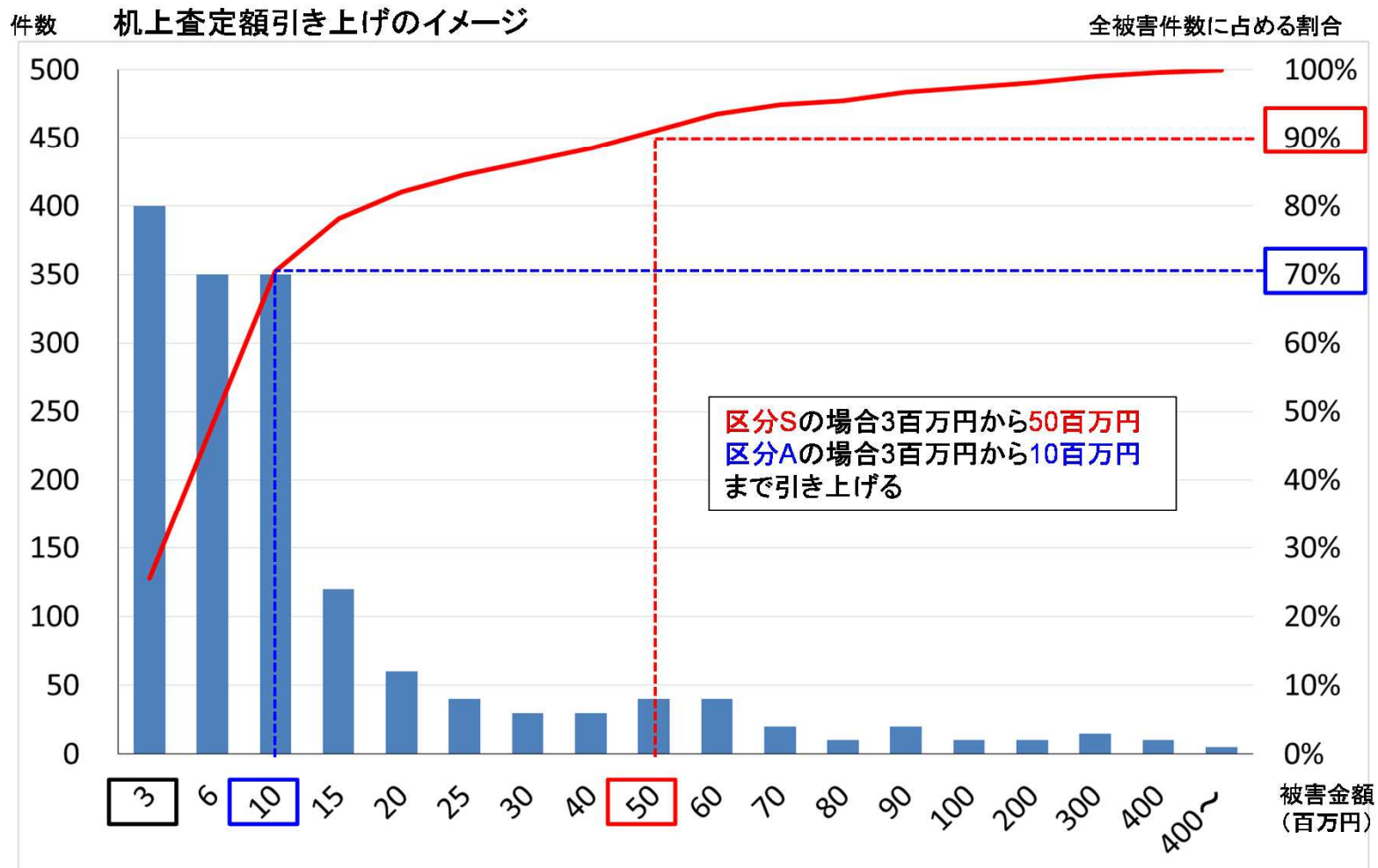
効率化① 机上査定(第五)

通常、机上査定は、300万円未満のものに限られているが、この**机上査定上限額を引き上げる**ことで、**実地査定件数を減らし査定に要する時間や人員の縮減を図ることが出来ます。**



机上査定上限額の判定(イメージ)

被害金額が各局所管施設の申請者ごとに全被害件数の**おおむね9割(区分S)**、または**おおむね7割(区分A)**となる金額まで引き上げるものとする。



○机上査定上限額の具体の判定例

番号	災害名	発生年月日	都道府県	市町村	施設	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
1	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,005	0.1%
2	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,076	0.1%
3	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	2,227	0.2%
...	表示省略
...
1090	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,445	69.9%
1091	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	10,623	69.9%
1092	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	10,800	70.0%
1093	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,040	70.1%
1094	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	C町	河川	25,099	70.1%
...	表示省略
...
1402	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	49,089	89.9%
1403	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,550	89.9%
1404	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	50,800	90.0%
1405	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,024	90.1%
1406	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	道路	51,111	90.1%
...	表示省略
...
1559	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	790,235	99.9%
1560	平成29年9月台風	平成29年9月	A県	G市	河川	850,447	100.0%

おおむね7割の箇所の被害金額は1,080万円。

机上査定(区分A)

←おおむね7割【b】

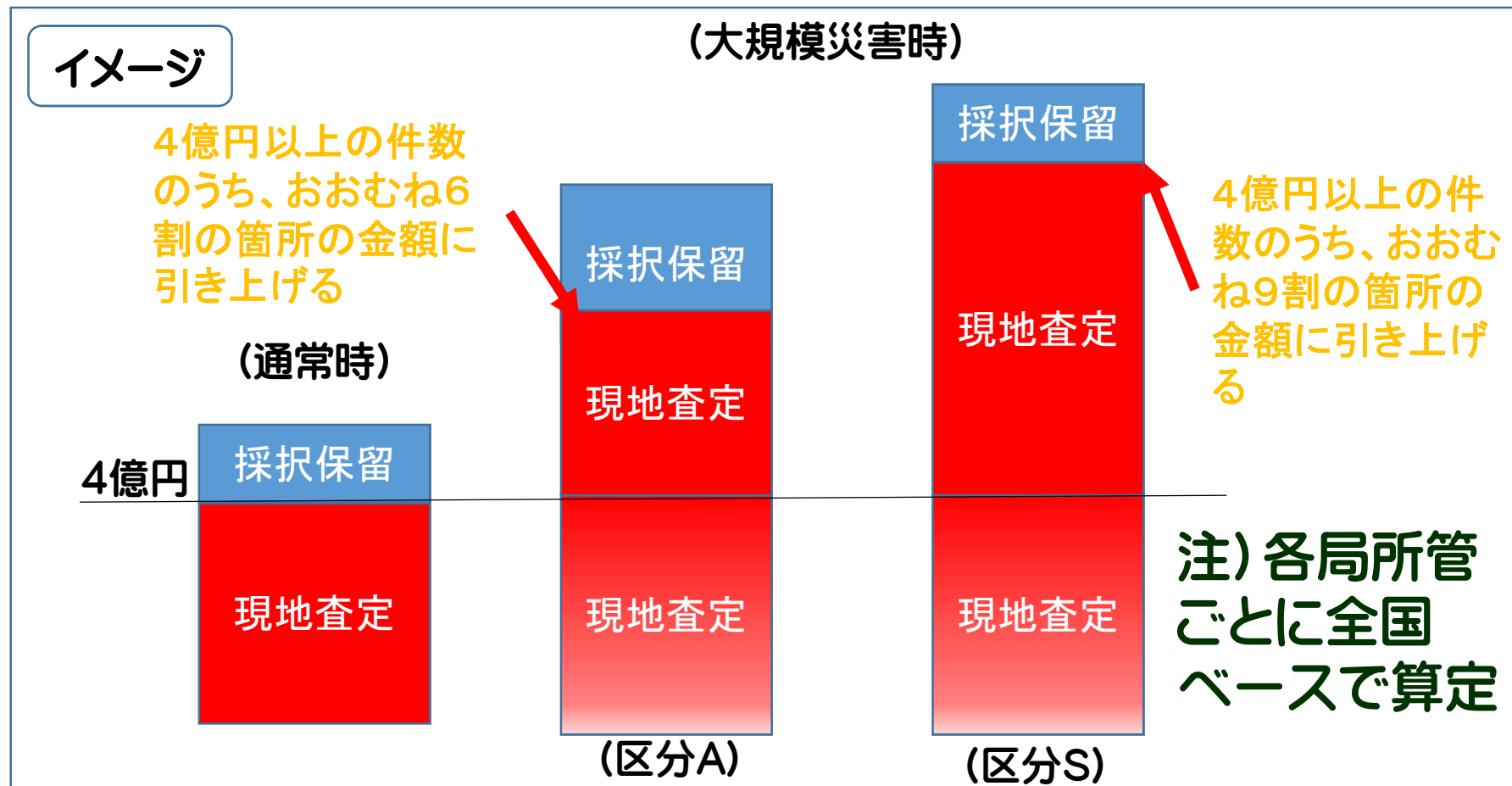
机上査定(区分S)

←おおむね9割【a】

おおむね9割の箇所の被害金額は5,080万円。

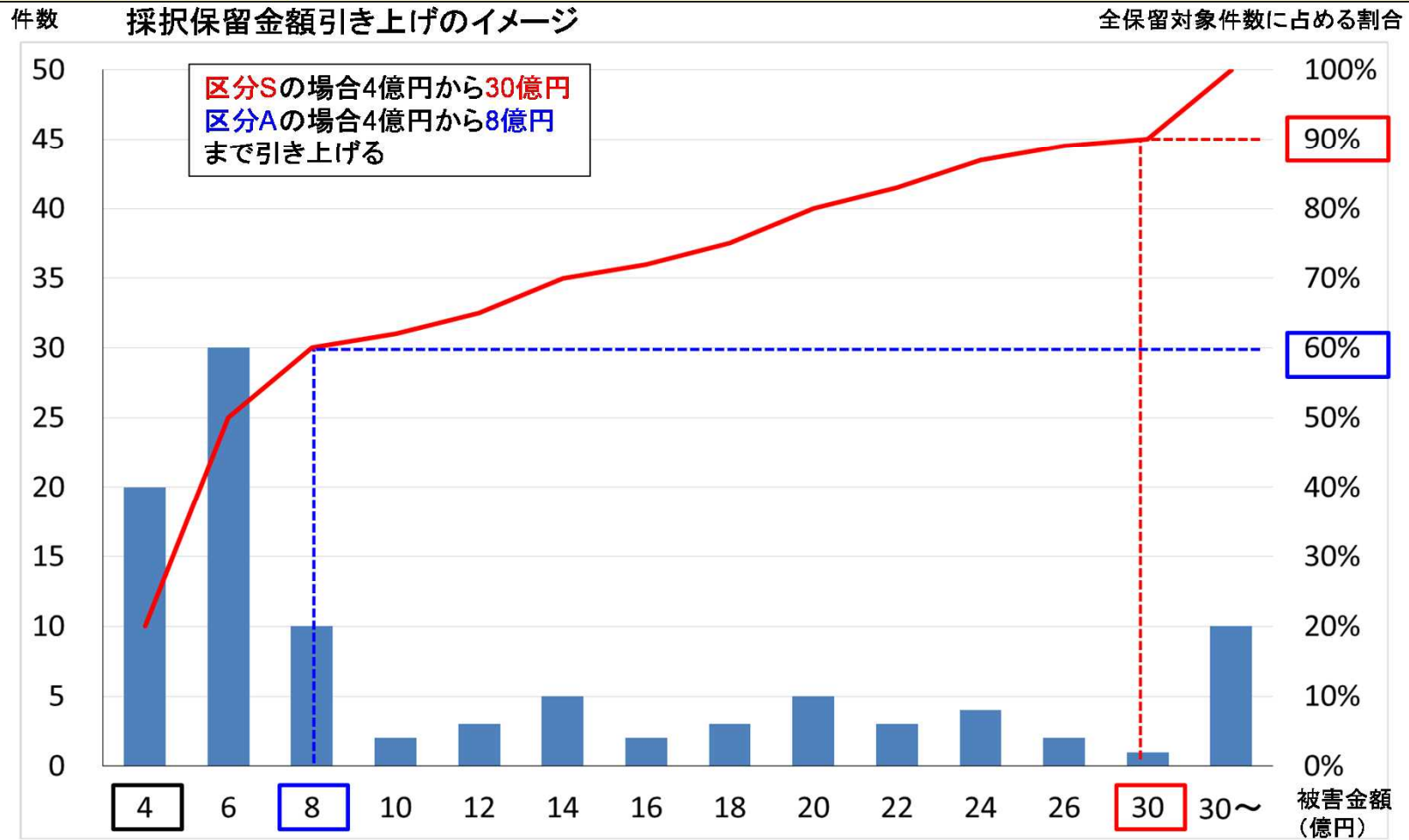
効率化② 採択保留(第六)

通常、金額保留は、4億円以上となる場合に現地査定では採択を保留し、後日決定されますが、この採択保留金額を引き上げることで、現地査定での採択が可能となり、規模が大きく、工期を要する工事でも早期着手を図ることが出来ます。



採択保留金額の判定(イメージ)

一箇所の決定見込み金額が原則4億円以上の保留対象件数のうち、**おおむね9割(区分S)**、**またはおおむね6割(区分A)**となる金額まで引き上げるものとする。



○採択保留金額の具体の判定例

番号	都道府県	市町村	工種	被害金額 (千円)	箇所累加 割合(%)
...	表示省略
...	表示省略
-	A県	Y町	道路	311,022	-
-	A県	M町	河川	327,321	-
...	表示省略
...	表示省略
1	A県	V市	河川	405,124	1.0%
2	B県	M市	道路	415,233	2.0%
3	B県	M市	道路	415,776	3.0%
...	表示省略
...	表示省略
58	B県	S町	道路	516,011	58.0%
59	B県	S町	道路	801,928	59.0%
60	B県	M市	道路	820,000	60.0%
61	B県	M市	河川	820,115	61.0%
62	B県	M市	河川	820,378	62.0%
...	表示省略
...	表示省略
88	B県	S市	道路	1,200,209	88.0%
89	B県	S市	道路	3,004,229	89.0%
90	A県	Y町	河川	3,014,000	90.0%
91	B県	M市	道路	3,850,756	91.0%
92	B県	M市	道路	3,900,346	92.0%
...	表示省略
...	表示省略
99	B県	S市	道路	6,200,304	99.0%
100	B県	G市	道路	8,000,113	100.0%

4億円未満は対象から除く

おおむね6割の箇所の被害金額は8億2,000万円。

←おおむね6割【b】

採択保留
(区分A)

おおむね9割の箇所の被害金額は30億1,400万円。

←おおむね9割【a】

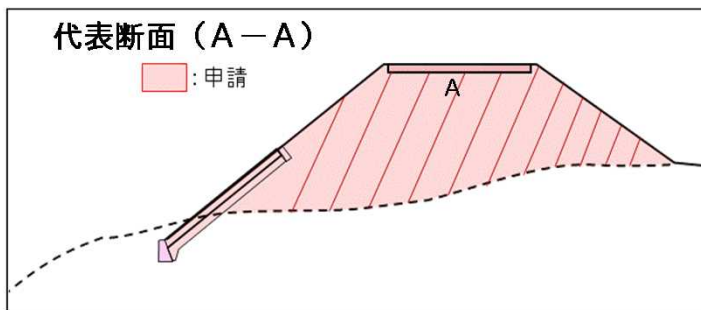
採択保留
(区分S)

効率化③ 設計図書の効率化(第七)

災害申請時において、設計書に添付する書類のうち、**(1)平面図、(2)断面図、(3)写真の取扱いを効率化(簡素化)**することによって、準備時間の縮減や作業量の軽減を図ることが出来ます。

イメージ

既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合



査定設計数量は延長×断面積、法長などで算出
 護岸面積(m²) = 1 × L
 盛土量(m³) = A × L

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

効率化④ 一箇所工事の取り扱い(第八)

解説P23~

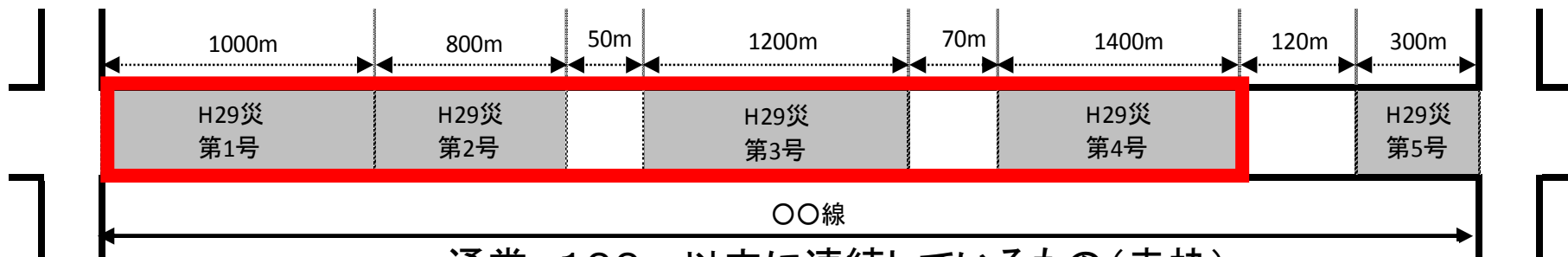
通常、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに関する工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、100mを超える箇所であっても「統合」することや適度な工事発注単位に「分割」することが出来ます。

統合または分割のイメージ【河川・道路設の場合】

【河川】 100mを超えた箇所であっても事業執行効率のため、A工区～D工区統合して申請が可能。



【道路】



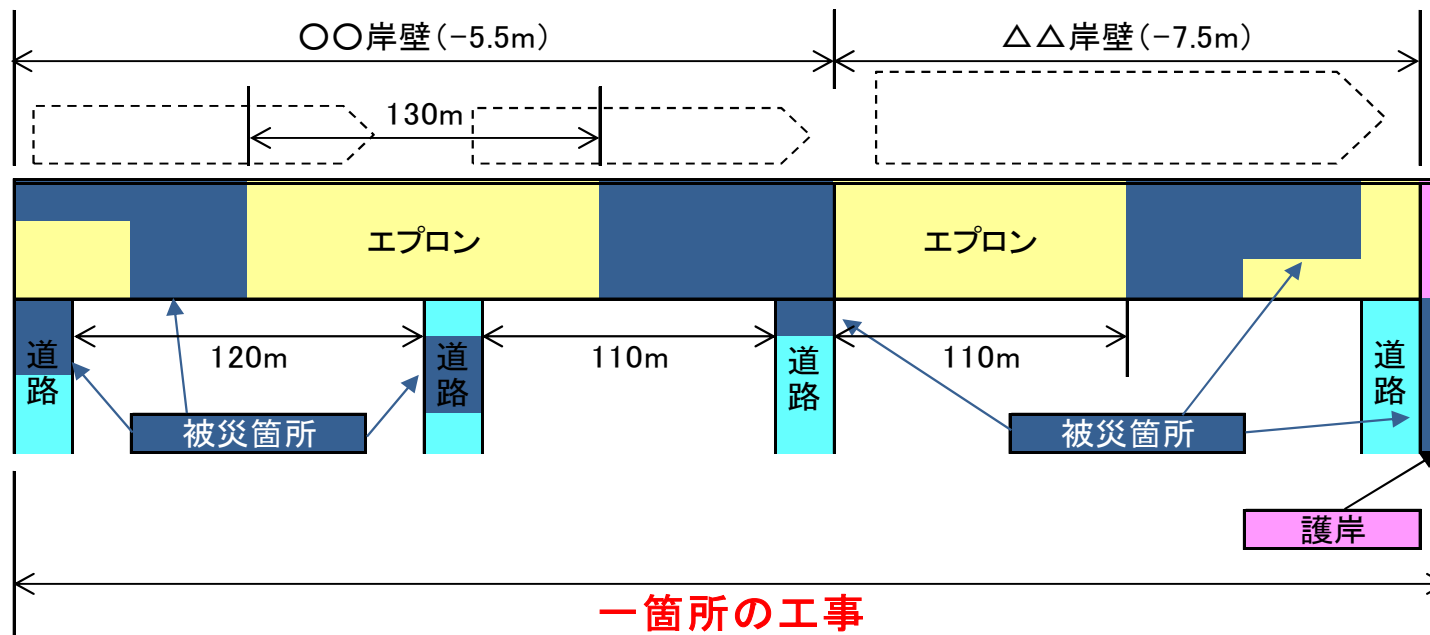
通常、100m以内に連続しているもの(赤枠)を一箇所とみなすが、分割して申請が可能。

○統合または分割のイメージ【港湾施設の場合】

一箇所の工事の取扱い

「被災箇所のまとめり」を一箇所工事としてみなす場合

1 事業施行の効率を向上させるため、同一ふ頭内(※)を限度として、工事の工期や発注単位を勘案した「被災箇所のまとめり(※※)」を一箇所工事とみなすことができる。



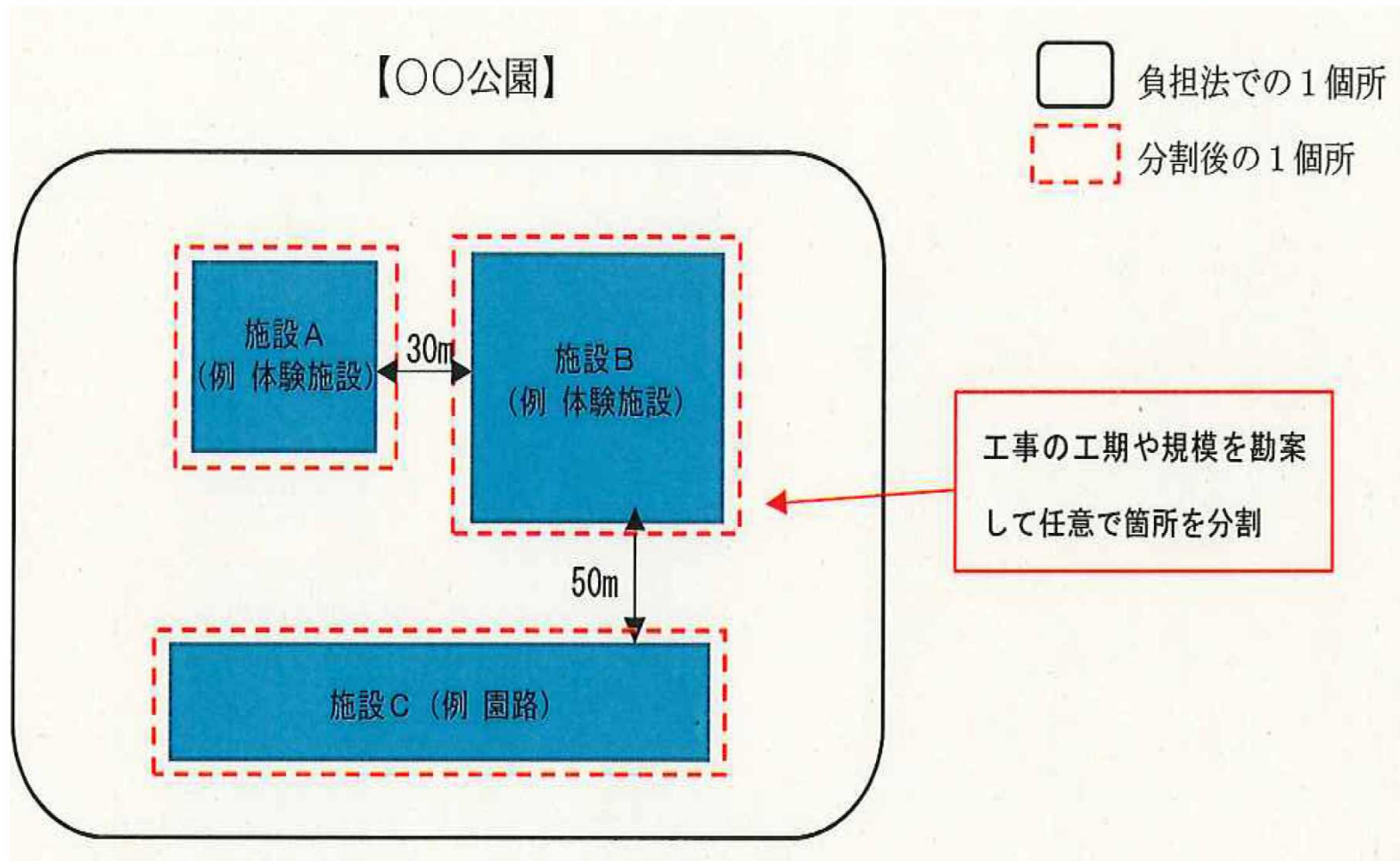
※工事の工種を同一とするものを基本とする。

※※「被災箇所のまとめり」は一つのバースを基本とするが、連続するバースに同様の被害状況がある場合は(同一ふ頭内を限度として)、一箇所とみなすことができる。

○統合または分割のイメージ【公園施設の場合】

【被災した複数箇所を分割する場合】

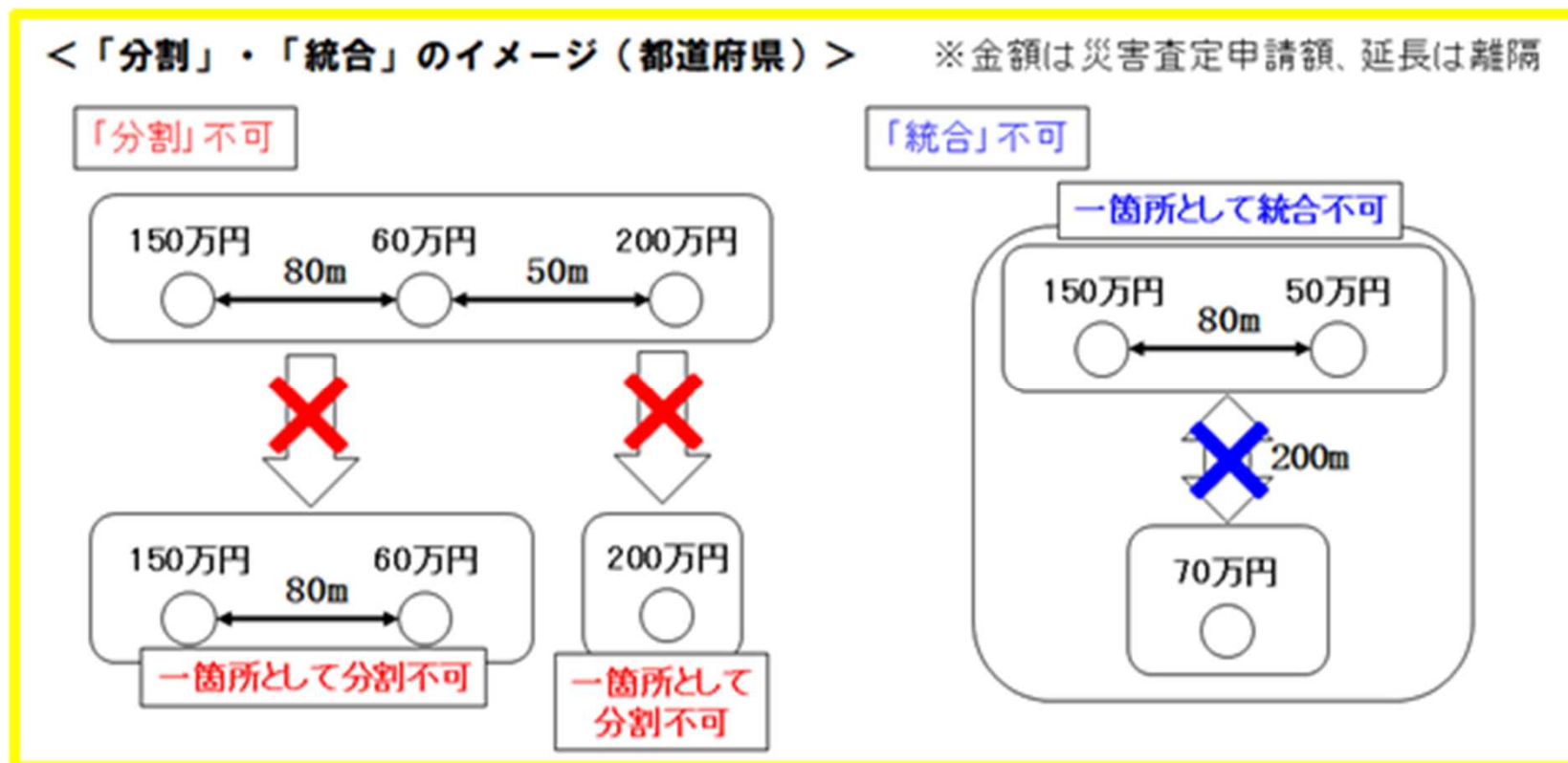
1. 被災箇所の間隔が100m以内に近接している場合においても、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図るため、工事の工期や規模を勘案して分割し、分割後の各々の箇所を一箇所とみなすことができる。



一箇所工事の取り扱いの注意点

解説P23～

- ・「分割」については、法第六条第二項に規定する限度額未満で一箇所と認められるものの分割は出来ません。
- ・「統合」については、限度額未満で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。



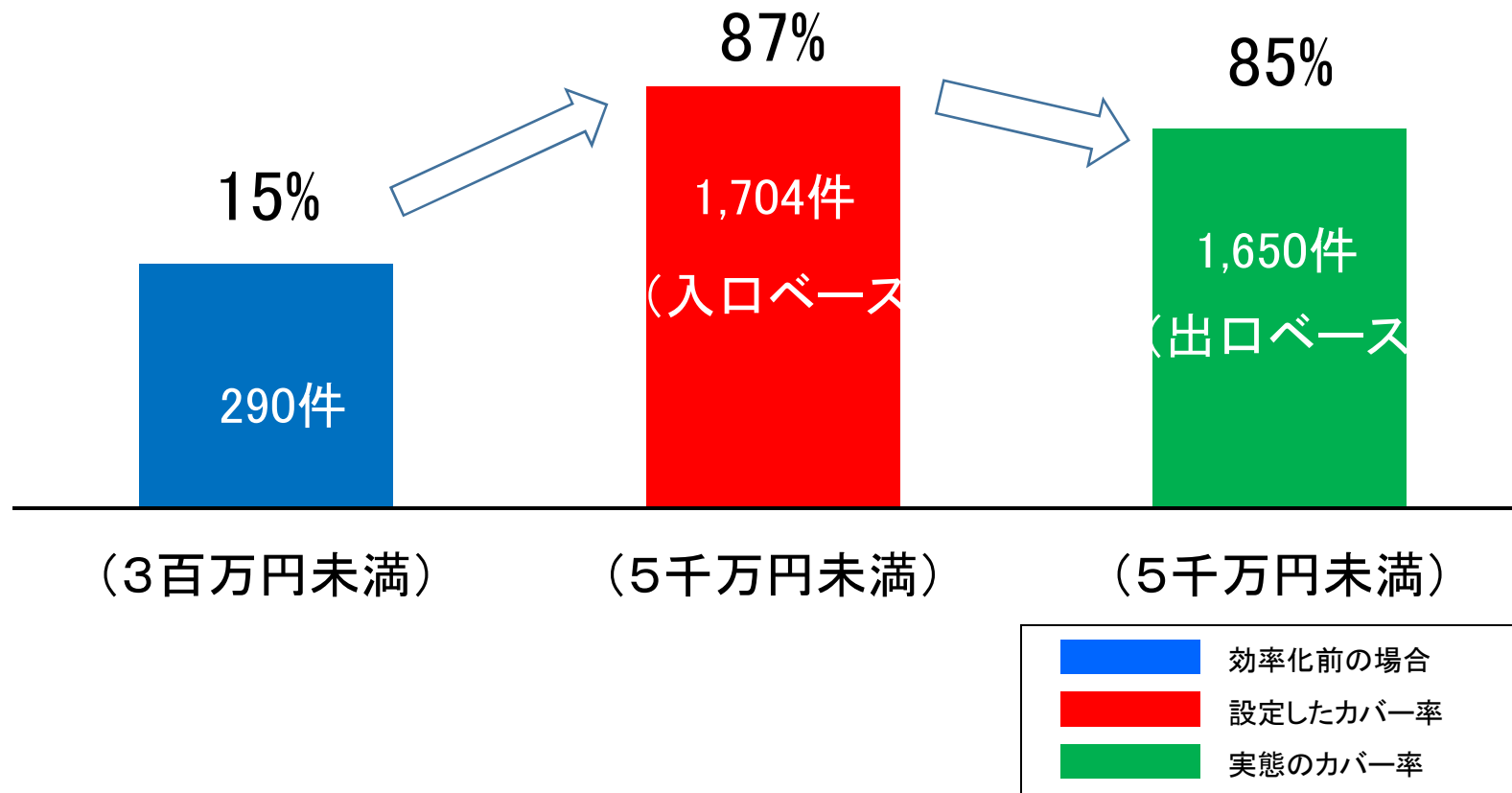
3. 追跡調査及び検証

追跡調査と検証(第十二)

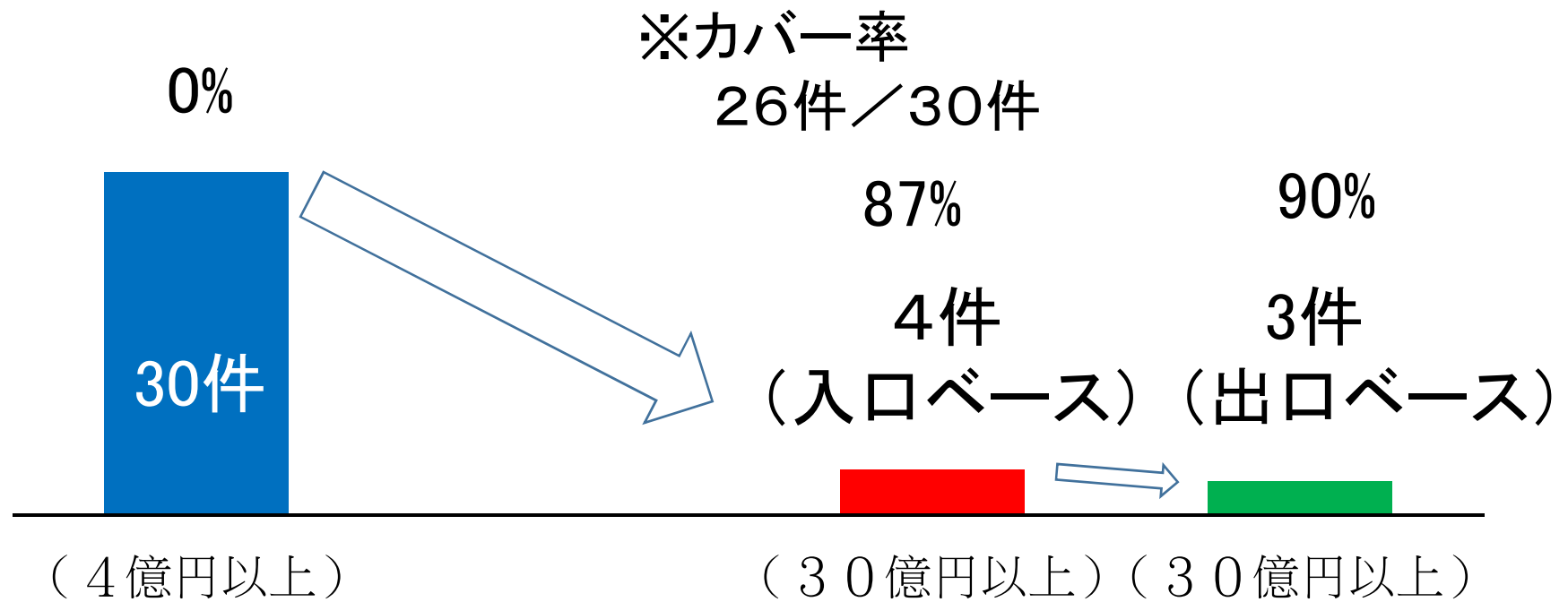
本査定方針に基づく査定を実施した後に、下記の追跡調査を行い本基本方針で事前ルール化した項目の妥当性を検証します。

1. 机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等の妥当性を検証します。(事業実施段階)
2. 机上査定上限額のカバー率のチェック
(事業実施段階又は事業完了後)
3. 採択保留金額のカバー率をチェック
(事業実施段階又は事業完了後)
4. 図面の効率化を実施した査定については、査定設計額と実施設計額との傾向をチェック
(事業実施段階又は事業完了後)

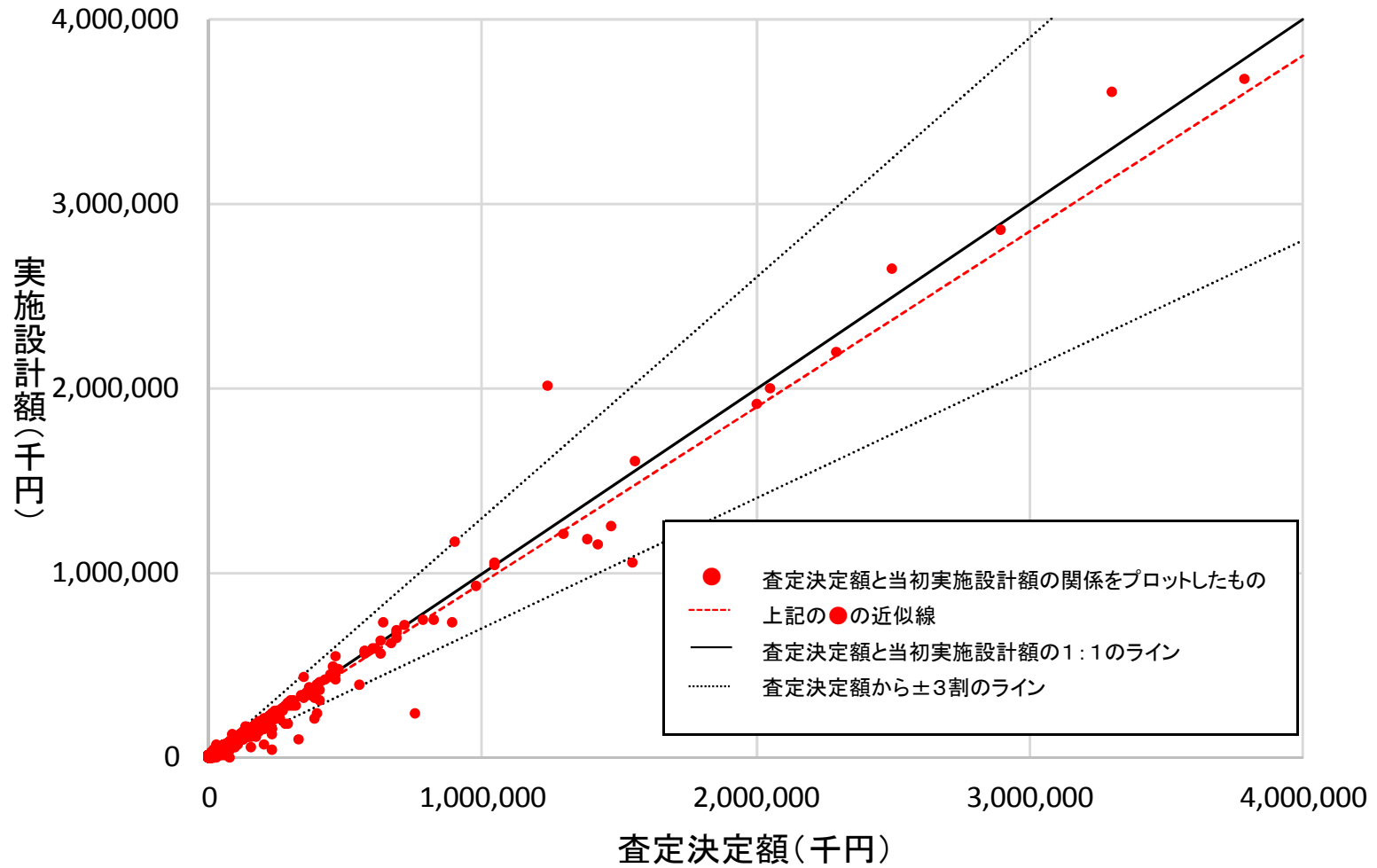
■ 平成〇〇年〇〇災害(A県:全体件数1,942件)
【机上査定】



■ 平成〇〇年〇〇災害(A・B県:全体件数3,450件)
【採択保留】



平成○年○○災害(○○箇所)査定決定額と実施設計額の比較



4. 「大規模災害時における公共土木施設 災害復旧事業査定方針」解説 改定内容

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案①

<改定内容（現行P. 5、改定案P. 5）>

『激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）』において、『今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』とされており、解説発出当時（平成29年5月29日）と比べて甚大な被害が确实視された段階での「指定見込み」時期が明確になったため追加する。

【現行】

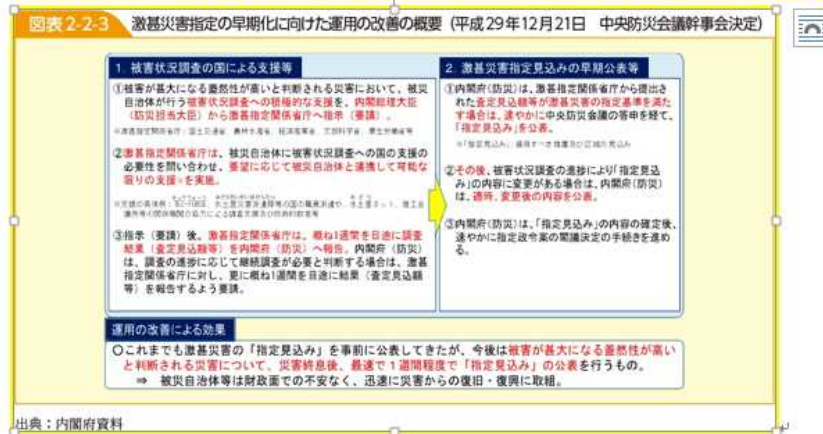
(*2) 指定の事前公表：+

激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します。+

【改定案】

(*2) 指定の事前公表：+

激甚災害（本激）指定に先立って、近日中に指定される見込みであることを防災担当大臣（場合により内閣総理大臣）が激甚指定の閣議決定以前に会見等で公表します（激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要（平成29年12月21日 中央防災会議幹事会決定）において、「今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。」とされている（下図、出典先：平成30年版 防災白書）。+



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案②

<改定内容（現行P. 5～6、改定案P. 5～6）>

本査定方針の対象について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく公共土木施設災害復旧事業等（法第2章）であることを明確し、あわせて平成30年災における激甚災害（本激）に指定された災害を追加する。

【現行】

- 1) 本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激〔激甚災害指定基準一の基準〕）に指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分S、区分Aの二種類に区分し、各区分に対応した災害査定の実率化を実施することができます。↵
- 区分S、区分Aの考え方については以下のとおり。↵
- ① 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害↵
- ※区分Sに相当する過去の災害：↵
- ・平成23年東日本大震災↵
- 5↵
- ② 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害↵
- ※区分Aに相当する過去の災害：↵
- ・平成7年阪神淡路大震災↵
 - ・平成16年新潟県中越地震↵
 - ・平成28年熊本地震↵
 - ・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等↵

【改定案】

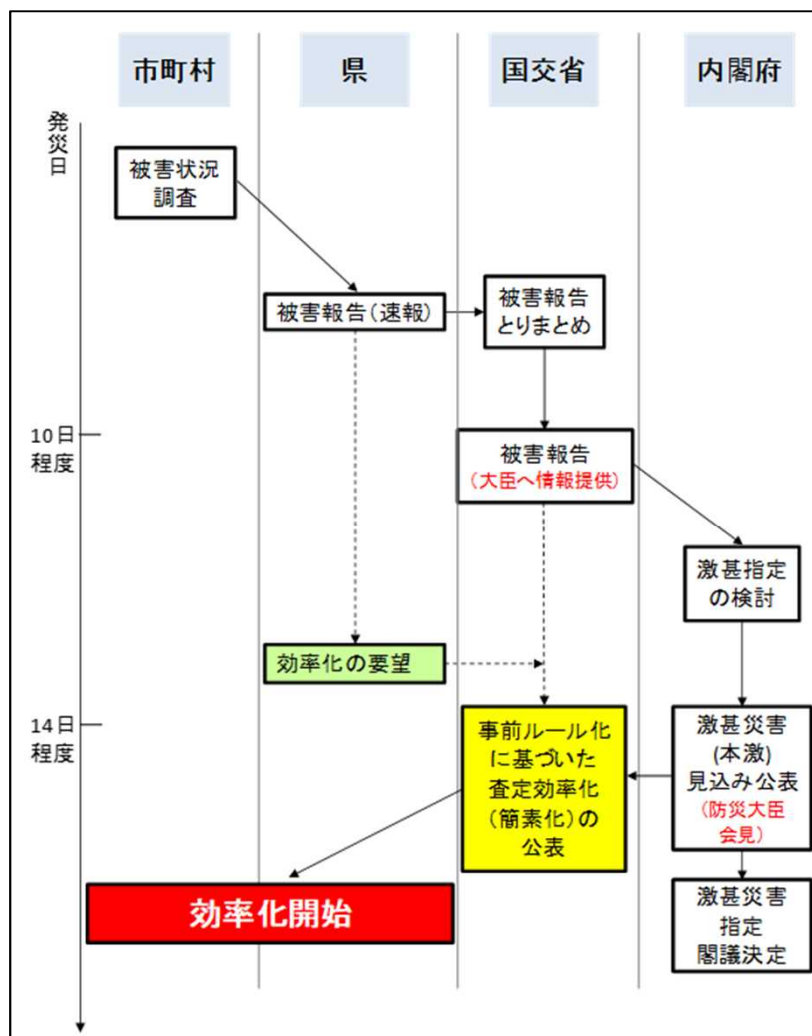
- 1) 本査定方針の対象とする大規模災害は激甚災害（本激〔激甚災害指定基準一の基準〕）に公共土木施設災害復旧事業等が指定（指定の事前公表含む）された災害であり、区分S、区分Aの二種類に区分し、各区分に対応した災害査定の実率化を実施することができます。↵
- 区分S、区分Aの考え方については以下のとおり。↵
- ① 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置された災害↵
- ※区分Sに相当する過去の災害：↵
- ・平成23年東日本大震災↵
- ② 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害↵
- ※区分Aに相当する過去の災害：↵
- ・平成7年阪神淡路大震災↵
 - ・平成16年新潟県中越地震↵
 - ・平成28年熊本地震↵
 - ・平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等↵
 - ・平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨↵
 - ・平成30年北海道胆振東部地震↵

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案③

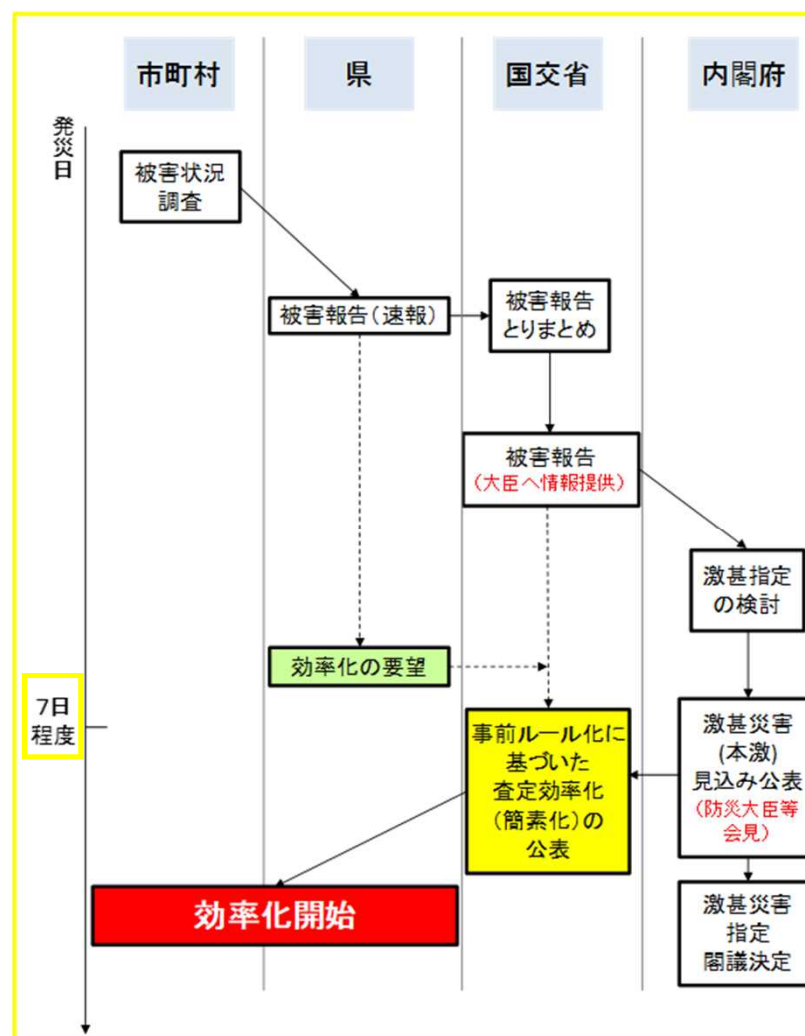
＜改定内容（現行P. 7、改定案P. 8）＞

『災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』
に合わせて変更する。

【現行】



【改定案】

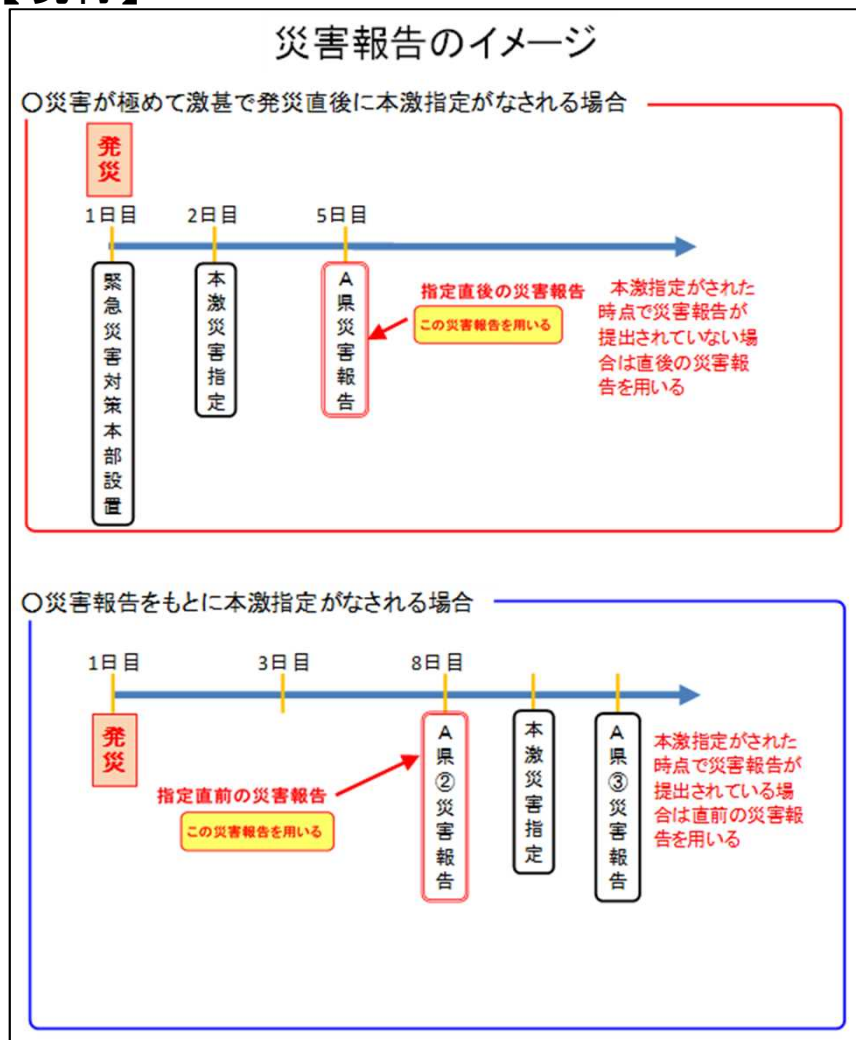


「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案④-1

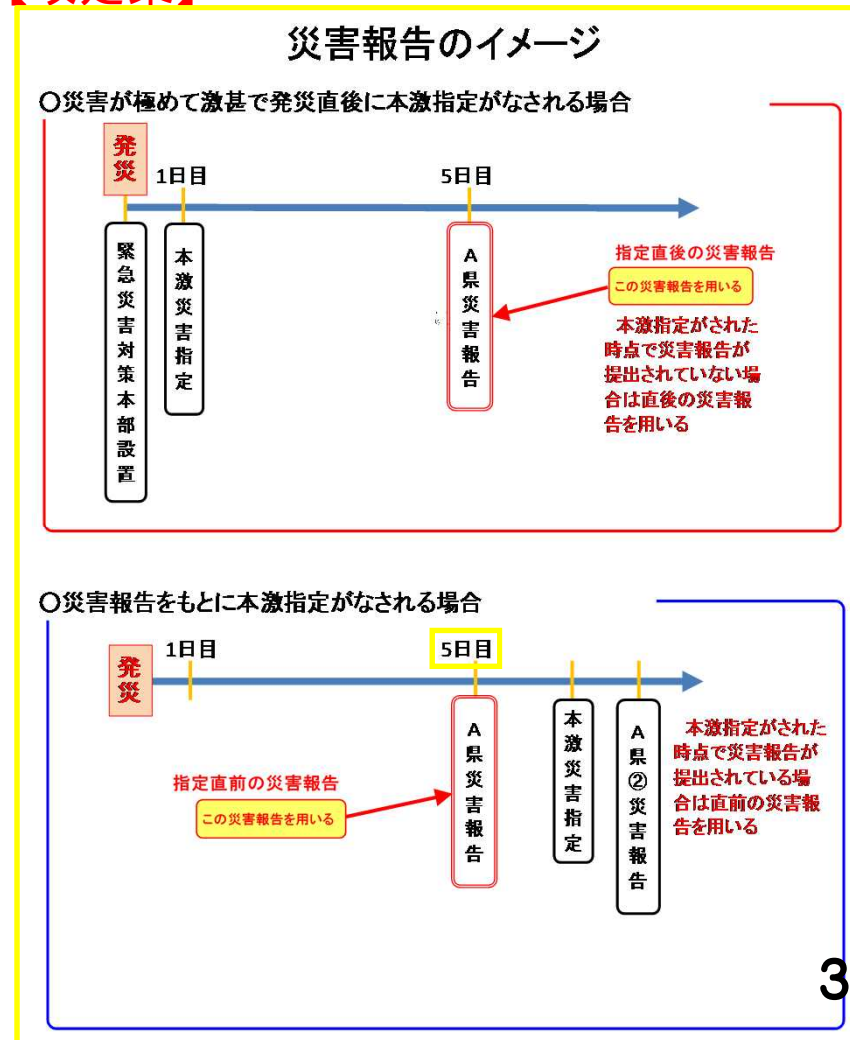
＜改定内容（現行P. 12、改定案P. 13）＞

『災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。』
に合わせて変更する。

【現行】



【改定案】

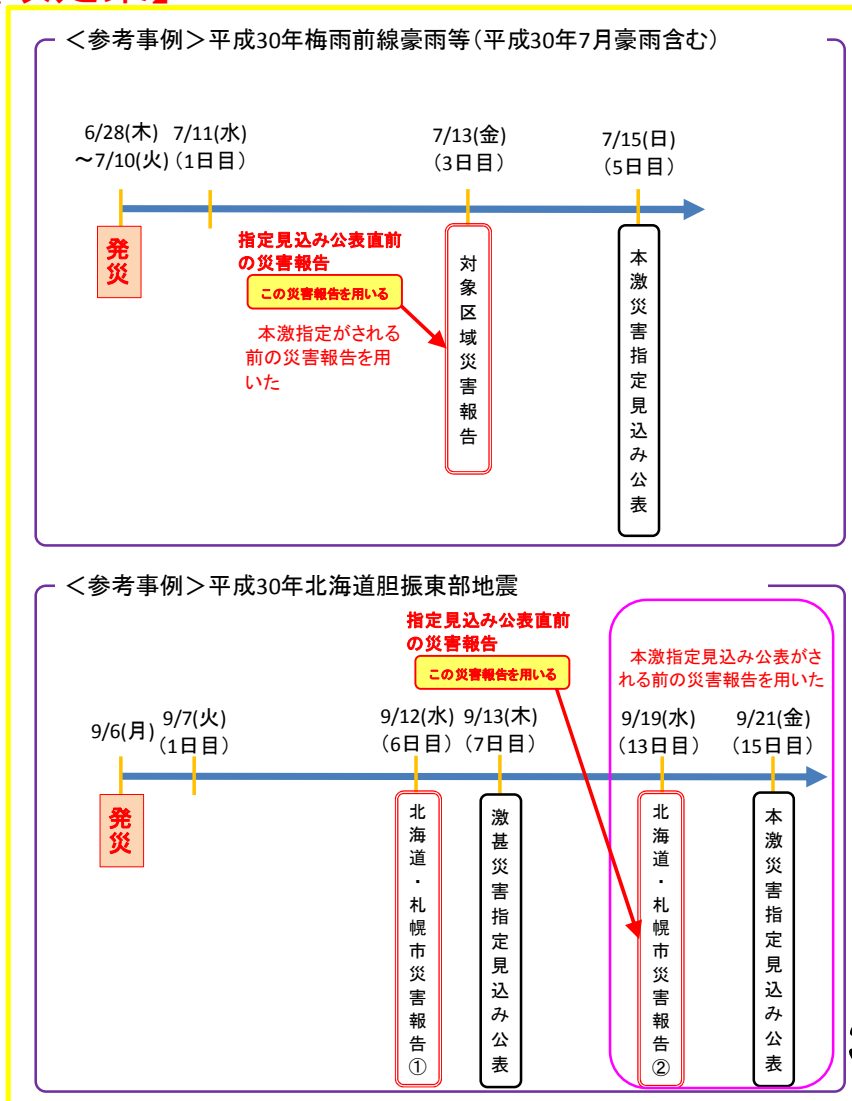


「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案④-2

＜改定内容（現行無し、改定案：P. 14）＞
 平成30年災での激甚災害（本激）での実績を追加する。

【現行】

【改定案】



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑤

＜改定内容（現行：P. 20、改定案：P. 22）＞

大規模災害時において限定的に協議に応じる「橋梁・水門」の総合単価について追加する。

【現行】

4) 設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下図に示します。

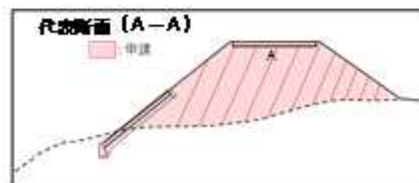
設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合



固定設計数量は延長×断面幅、法長などで算出
 標準断面幅(m) = 1×L
 固定量(m) = A×L

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

【改定案】

4) 設計図書の効率化（既存地図の活用、航空写真の活用、代表断面活用）のイメージを下図に示します。

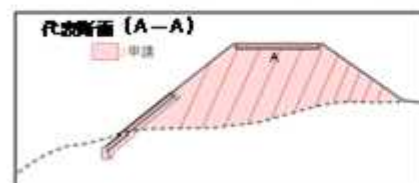
設計図書の簡素化(平面図、断面図、写真)

・既存地図や航空写真、代表断面を活用することで、測量・作図等の縮減を図る。

既存地図を活用する場合



航空写真を活用する場合



固定設計数量は延長×断面幅、法長などで算出
 標準断面幅(m) = 1×L
 固定量(m) = A×L

※ 航空写真は、国土地理院が撮影した写真が無料で活用でき、大幅な作業時間や測量費の低減が可能。

5) 橋梁・水門については、大規模災害時に使用出来るように国土交通省において総合単価(案)を用意しているため、被災状況を勘案して活用を検討ください。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑥-1

＜改定内容（現行：P. 21、改定案：P. 23～24）＞

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条2項に準ずる記載とし、「統合」又は「分割」に関する事例を図示した。

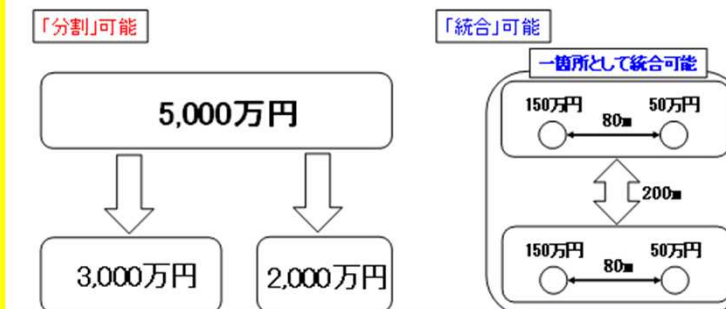
【現行】

- 1) 一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所の工事とみなすものとされています。
- 2) 本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。
- 3) 大規模災害時において、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。

【改定案】

- 1) 一箇所の工事については、法第六条第二項において、一つの施設について被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事や、橋、水制、床止めその他これらに類する施設で被災した箇所が100mを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの当該施設の2以上にわたる工事で工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは一箇所の工事とみなすものとされています。
- 2) 本査定方針を適用する場合は、工事の工期や発注単位を勘案し一箇所の工事を、「統合」又は「分割」することができます。
大規模災害時において、被災した箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、被災した箇所が100mを超える箇所であっても「統合」すること及び被災した箇所間の距離にかかわらず適度な工事発注単位に「分割」することを認め、一箇所工事の施工期間が長期となり、出水期の対策や通行規制などの長期化の懸念がある場合に工事への支障や社会的影響の負担軽減を図るものである。ただし、「分割」を行う場合その理由を求めることがあります。

＜「分割」・「統合」のイメージ（都道府県）＞ ※金額は災害査定申請額、延長は距離



「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑥-2

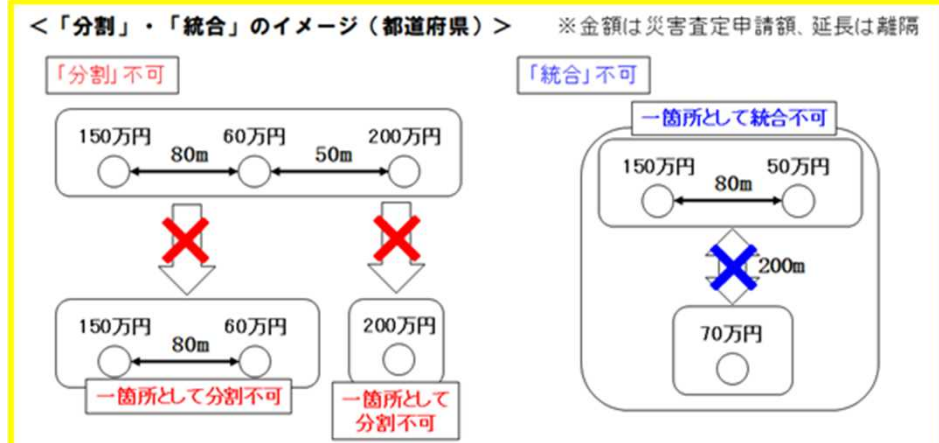
＜改定内容（現行：P. 21、改定案：P. 23～24）＞

『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条2項に準ずる記載とし、「統合」又は「分割」に関する事例を図示した。

【現行】

【改定案】

3) 「分割」については、法第六条第二項に規定する一箇所と認められるものの分割は出来ません。また、「統合」については、限度額未滿で一箇所と認められないものは100m以上離れているものの統合は認められません。



『公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法』第6条

この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 1 箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下・指定市という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であって都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては120万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては60万円に満たないもの

～略～

- 2 前項第1号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事であつて当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、1箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」解説の改定案⑦

＜改定内容（現行：P. 27、改定案：P. 30）＞

サンプルチェックについて、財務省（立会官）とともに実施すること、その運用を事務連絡として通知したことを追加した。

【現行】

- 1) 追跡調査は、国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。
- 2) 第十二（一）事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
- 3) 第十二（二）事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。
- 4) 第十二（三）事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。

【改定案】

- 1) 追跡調査は、主に国土交通省において実施し、その調査結果に基づき財務省と査定の効率化の妥当性について検証します。
- 2) 第十二（一）事業実施段階におけるサンプルチェックを実施します。
机上査定上限額について、効率化対象のうち一部を抽出し、国土交通省及び財務省が現地調査を行い机上査定と比較し工法等の妥当性を検証します。
なお、現地調査は、机上査定終了後の原則工事着手までの現地調査可能な時期に実施します。
ただし、査定前着工を妨げるものではありません。
詳細については、平成 30 年 5 月 23 日事務連絡「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の留意事項について（通知）」を確認ください。
- 3) 第十二（二）事業実施段階又は事業完了後に、机上査定上限額のカバー率のチェックを実施します。
机上査定上限額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。
- 4) 第十二（三）事業実施段階又は事業完了後に、採択保留金額のカバー率のチェックを実施します。
採択保留金額について設定したカバー率（入口ベース）と実態のカバー率（出口ベース）を比較検証します。